

第 3 章

施設組合が地方公共団体

として遵守すべき法令

— 第3章 施設組合が地方公共団体として遵守すべき法令 —

1 施設組合管理者、副管理者、事務局長らの法令遵守義務

(1) 施設組合は特別地方公共団体であるが、施設組合の管理者は、施設組合を統括しこれを代表するとともに、予算の調製・執行・財産の管理などの事務を担当し、その執行の際には効率的かつ必要以上の支出をしないように定められている。（地方自治法1条の3・3項、地方自治法4条第1項、地方自治法2条14項、地方自治法292条）

また、施設組合副管理者についても、同法287条1項6号により一部事務組合の規約には、「一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法」を定めなければならないと定められており、これを受けて組合規約には「第3章組合の執行機関」（執行機関の組織及び選任の方法）を見出しとして、第8条1項に「組合に管理者、副管理者・・・を置く」と定めている。第3項では、「副管理者は、管理者の属する町以外の関係町の長をもって充てる。」と定められたあて職であり、町長により選任されたり（同法162条）、解職されたりする（同法163条）ところの補助機関ではなく、身分が保証されており、管理者の下位に立つものではない。

以上のことから、副管理者は、普通地方公共団体の副町長のような補助機関ではなく、管理者とともに執行機関の地位にあり、共同して職務を行うものであり、施設組合の職務遂行について管理者とともに同等の共同責任を負うものである。

(2) このことから施設組合管理者、副管理者は、地方自治法や地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う義務を負うものであり、施設組合が施設内汚染物の処理に関する契約を締結する場合や、コンサルタントとコンサルタント契約を締結する場合にその内容が適正であることについて職員を管理監督する任務を負っている。

その結果、法令違反の行為により、施設組合に損害を生じさせた場合は、その点について施設組合管理者、副管理者に故意、過失があれば損害賠償義務

を負うことになる。

また施設組合事務局長は、豊能郡環境施設組合規約10条に基づき設置された職員であり、事務局長にも法令遵守義務（地方公務員法32条）があり、事務局長が法令等に違反して処理をして施設組合に損害を与えた場合には、事務局長にも施設組合への損害賠償義務がある。

2 地方公共団体における業務執行の原則に関する法令

（1）地方財政法4条・地方自治法2条14項

- ① 地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係する基本原則を定め、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発展に資することを目的に制定された地方財政法4条1項（予算執行等）は「地方自治体の経費は、その目的を達するための必要かつ最少限度をこえて、これを支出してはならない」と規定している。
- ② 地方財政法4条1項に基づけば、「経費」の支出にあたっては、その「目的」に対する「経費」の支出額との間に、つねに「必要最少限度」を超えない関係が保たれることを留意することが管理者には求められている。
- ③ また地方自治法2条14項も「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。
- ④ 「必要最少限度を超えない関係を保つ」ことや「最少の経費で最大の効果を挙げるようにする」ためには、まず、「経費支出の目的がつねに明らかにするようにすること」と「経費支出の目的と支出される経費の金額が最少限度となるような対策をとること」が求められる。
 - 1) その結果、支出される「経費」が、施設内汚染物の処理（業務委託）費である場合には、如何なる範囲の施設内汚染物をどのように処理するのかについても出来るだけ詳しく特定することが求められるとともに、処理業務委託契約書を作成するにあっては、これらの点を留意することが求められる。

2) 「汚染物の処理（業務委託）費」の支出にあたり、「必要最少限度」を超えない関係を保つためには、可能な限り、豊能町や能勢町の財務規則に定める競争入札による契約先の選定に準じる契約事務により行うべきである。

また何らかの事情により、競争入札による契約先の選定が不可能で随意契約を行う場合にも、豊能町や能勢町の財務規則に定める同種他業者からの相見積の徴収などに準じる契約事務がなされることが不可欠である。

3) さらに競争入札による契約先の選定が不可能で、随意契約による同種他業者からの相見積の徴収などが不可能な事情が存在する場合においては、契約の締結前に、広く同種業務における標準的な費用などの調査を行うべきである。

4) また支出される「経費」が、施設内汚染物の処理委託契約に係る仲介業務ないしコンサルタント業務に対する手数料ないし報酬である場合には、

i) 如何なる範囲の仲介業務ないし代理業務、コンサルタント業務を委任するものであるのかを出来るだけ詳しく特定し明記することが求められるとともに、仲介（コンサルタント）業務委託契約書を作成するにあつては、これらの点に留意することが求められる。

ii) さらに「仲介（コンサルタント）手数料や報酬」の支出にあたり、「必要最少限度」を超えない関係を保つためには、可能な限り、競争入札による契約先の選定や、同種他業者からの相見積の徴収などが不可欠である。

iii) 何らかの事情により、競争入札による契約先の選定や同種他業者からの相見積の徴収などが不可能な事情が存在する場合においては、契約の締結前に、広く同種業務における標準的な費用などの調査を行い、契約書にも具体的な手数料や報酬の額やその算定方法等を定めるべきである。

iv) 仲介業務やコンサルタント業務の標準的な費用としては、宅地建物取引業法46条に基づく国土交通大臣の定め（取引価格の3%+6万円）や商社コミッショナ・フィーの取引慣行（3%～5%）などが参考になろう。

- ⑤ 上記①～④に留意すれば、「経費」の支出に当たっては、経費支出の目的が契約書や支出手続にかかる関係書類などに基づけば自ら明らかになり、事後的にも点検できるものでなければならない。

万一にも、経費として支出されていながら、契約書や支出手続にかかる関係書類などに基づいても自ら明らかにはならず、事後的にも点検できない状態で経費が支出されてはならない。

（2）地方自治法96条1項に基づく議会の承認

- ① 地方自治法96条1項は、普通地方公共団体の議会は、「五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」など議決しなければならないとして具体的に明記しており、同条2項では、1項に定めるものを除くほか、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるとされている。
- ② また地方公共団体の組合については、地方自治法292条で、町村の加入するものにあっては町村に関する規定を準用するとされており、96条の規定についても準用することとされている。
- ③ 地方自治法施行令121条の2は、地方自治法96条1項五号に定める契約について、その種類を「工事又は製造の請負」とし、その金額については、その予定価格の金額が5,000万円を下らないこととしている。
- ④ 施設組合においても、上記施行令に従う「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和61年条例第13号）2条において、「地方自治法第96条第1項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」と定め、議会の議決に付すべき契約については、予定価格5,000万

円以上の工事又は製造の請負とするとしており、単価契約の場合であっても、単価に予定数量を乗じて得た予定価格が5,000万円以上であれば、議会の議決対象としている。

⑤ 本来、契約を締結する権限は、施設組合管理者に属するものであるが、特に重要な契約については、議会の意思を関与させるという趣旨から、地方自治法96条1項五号で議決事件の対象とされているもので、契約の種類を「工事又は製造の請負」と定めたのは、これらが、地方公共団体が結ぶ重要な契約として通常考えられるものであるからである。

そのことから、通常、これらの種類以外の契約を条例で議決事件として定めることはできないとされている。

また、議決を要する契約の種類としての「工事又は製造の請負」について、一般的に「工事の請負」は概念として理解できるが、「製造の請負」については、法律上明確な規定もないため、どのような行為が「製造の請負」に該当するのかということについては具体的に判断することになる。

⑥ 解釈上、「製造の請負」とは、物を作成し、完成させた上で引き渡すことを目的とするものであることから、単に役務を提供するに過ぎず、物を製造しない「役務の請負」は該当しないと考えられる。

⑦ しかしながら、施設組合において施設内汚染物の無害化処理は上記第2章・2・(5)以下のとおり、長年に亘る懸案事項であり、施設内汚染物の無害化処理契約の締結は、解釈上、法施行令121条の2や条例が議会の議決を要する「製造の請負」という概念に含まれるとすることは困難であると考えられるものの、施設組合における重要性の点では、文字どおり、議会の議決に付すべき「製造の請負」契約に準ずる契約であったというべきである。

⑧ 施設組合が、施設内汚染物の無害化処理契約の締結を、組合議会の議決を要する「製造の請負」契約に準ずべき「役務の請負」契約であると扱わず、組合議会に対しても一貫して秘密裏に締結したことが、今回の不祥事を生んだ原因の一つであると言うべきである。

(3) 施設組合財務規則

- ① 施設組合財務規則 18 条 1 項は「予算執行者は、支出負担行為をするとときは、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定しなければならない」と規定し、同条 2 項は「支出負担行為の整理時期、範囲及び支出負担行為に必要な書類は別表一に定める区分によるものとする」と定めている。
- ② 別表一の「11・委託料」では「契約書、請書、見積書」としているが、施設内汚染物の処理委託契約に基づく「委託料」の支払における必要書類としては、廃棄物処理法に基づき排出者・処理業者などが発行する一連の「マニフェスト」などである。
- ③ これらの「契約書、請書、見積書」が真正に作成され、適正に処理されたことが支出負担行為の前提とすることことができ、適正な公費の支出が担保されることになる。
- ④ ところが「マニフェスト」によれば、施設内汚染物（163 本）が関西環境建設のグループ企業である環境保全センターの管理型最終処分場で処理されたのが平成 28 年 2 月 23 日であるにも係わらず、施設組合は、はやばやと 2 月 17 日に支出命令書を起案したうえ、2 月 19 日に決済し、2 月 22 日に 9650 万円の支払を終えていた。
- なお、上記支払に関する「支出負担行為伺」は、本委員会の調査において、施設組合が作成自体をしていない事実が判明した。

3 廃棄物処理法に基づく規制

(1) 一般廃棄物の適正処理は市町村（地方公共団体）の義務であること

- ① 廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理をし、生活環境の保全を図ることを目的として、廃棄物処理法が制定されている。
- ② 廃棄物処理法（2 条）は、「廃棄物」の定義について、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻などの汚物又は不用物であって、固形状又は液体のものをいう」と規定し、「一般廃棄物」とは「産業廃棄物以外の廃棄物をいう」（同 2 項）

とし、廃棄物は基本的に一般廃棄物であり、産業廃棄物とはそれとは別にもうけられた区分であるとして、産業廃棄物は「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（20種）」に限定して例示している。（同3項）

- ③ 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有すると政令で定めたものを「特別管理一般廃棄物」とし、施行令1条は、ごみ焼却施設のばいじん、燃え殻、汚泥などを指定し、一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理を上廻る規制を定めている。
- ④ 廃棄物処理法は、廃棄物の処理に関する規制内容を、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分けて、別々に規制内容を定めた体系を採用していることから、当該「廃棄物」の種別を「一般廃棄物」とするか、「産業廃棄物」とするかは、どちらの処理規制が適用されるかを しゆんべつ 峻別する出発点となる。その結果、廃棄物処理法は「一般廃棄物」であるものを「産業廃棄物」に評価を変更して、適用される規制内容を変更することは予定していない。
- ⑤ 廃棄物処理法は、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集し、これを運搬及び処分しなければならない（6条の2）と定め、一般廃棄物を適正に処理することを市町村（地方公共団体）の義務と明記している。
- ⑥ 施設組合は、施設内汚染物を、上記第2章・2・（2）記載のとおり、平成16年（2004）3月22日付け「施設内汚染物の無害化処理事業にかかる廃掃法上の疑義について」において、「…焼却炉の除染及び解体に伴って発生する廃棄物は、総体として産業廃棄物と見なすことができる。しかし本件については『煤塵』・『灰』・『焼却内液状物』は、焼却炉を解体するときに既に貯留されていたものであり、他の解体廃棄物と区別することができるので、一般廃棄物に該当する」とし、分別の基準に関する見解を明らかにした。

さらに施設内汚染物のダイオキシン類濃度が40～73, 000ng-

TEQ/g であることから「特別管理一般廃棄物」として、その無害化処理が検討されてきた。

(2) 特別管理一般廃棄物の処理に関する廃棄物処理法の規制

① 区域外処理の通知

市町村が「一般廃棄物」の処分を市町村以外の者に委託する場合で、処分の場所が当該処分を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、当該処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ処分の所在地や受託者の名称、処分にかかる一般廃棄物の種類及び数量並びに処分の方法等を通知すべきことが、廃棄物処理法6条の2・3項に基づく同法施行令4条9号に規定する通知とされている。

「特別管理一般廃棄物」の処分を行う際も同様の扱いとなる。(施行令4の3)

② 特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準について

市町村が行うべき「一般廃棄物」や「特別管理一般廃棄物」の収集、運搬及び処分に関する基準や市町村が市町村以外の第三者に委託する場合の基準については、それぞれ廃棄物処理法6条の2の2項と3項が、それぞれ政令で定めるとされている。

(ア) 市町村が市町村以外の第三者に「特別管理一般廃棄物」の収集、運搬及び処分を委託する場合の(受託)基準

廃棄物処理法施行令4条の3に、「特別管理一般廃棄物」の収集、運搬及び処分を市町村以外の第三者に委託する基準(「受託基準」など)がつぎのように定められている。

i) 施行令4条(一般廃棄物)

一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員、及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

七 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

ii) 施行令4条の3（特別管理一般廃棄物）

一 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。

二 受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。

(イ) 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する基準

廃棄物処理法施行令4条の2に、市町村自身が「特別管理一般廃棄物」の収集、運搬及び処分を行う場合の基準が定められており、「収集又は運搬」にあたっての留意事項として、特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること（令4の2一）等が定められている。

また、「処分」にあたっての留意事項についても同様に、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること等が定められている。

さらに、その中で、「収集又は運搬を行う者」は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類、特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯すること（特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない）とし、文書への記載や当該文書の携帯が必要であるとしている。

(3) 産業廃棄物の排出、収集・運搬、処理についての管理票（マニフェスト）

の作成・携帯義務

① 廃棄物処理法第12条の3は、産業廃棄物については、その排出、収集・運搬、処理が適正に行われているかを点検することができるよう、マニフェストである産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の作成と携帯を義務付けている。

他方、産業廃棄物であっても、排出事業者が第三者に処理を委託せず、自ら処理する場合や、一般廃棄物については、「管理票」という制度を遵守すべき義務はない。

② その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（以下「排出事業者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に、当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他の事項を記載した「管理票」を交付しなければならないとされている。

③ また、交付した「管理票」は、収集・運搬業者、処分受託者（最終処分受託者を含む）に回付され、それぞれ運搬や処分が終了した後に排出事業者に返送するものとされている。

そして、排出事業者が、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、「管理票」を交付して、産業廃棄物とともに回付させることにより、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握するよう義務付けていく。

④ 廃棄物処理法は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者の責任を明確化し、不法投棄の未然防止を図るために、産業廃棄物を委託処理する場合について、上記③のような「管理票」の作成、交付、回付という制度を設けている。

⑤ 廃棄物処理法（第12条の3・1～4項及び同法施行規則第8条の21～24）は「管理票」の記載事項について、「排出事業者」・「運搬受託者」・「処分受託者」ごとにそれぞれつぎのように規定している。

(ア) 排出事業者が記載すべき事項

- ① 産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称
- ③ 管理票の交付年月日及び交付番号
- ④ 氏名又は名称及び住所
- ⑤ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑥ 管理票の交付を担当した者の氏名
- ⑦ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑨ 産業廃棄物の荷姿
- ⑩ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑪ 中間処理業者にあっては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
- ⑫ 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあっては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物処理法施行規則8条の31の2・三号に規定する登録番号
- ⑬ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

(イ) 運搬受託者が記載すべき事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬を担当した者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物の収集を行った場合には、収集量

(ウ) 処分受託者が記載すべき事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分を担当した者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合にあっては、当該最終処分を行った場所の所在地

4 「（産業）廃棄物」を使用した試験研究に係る規制

- (1) 環境省は、実証実験などの名目を使用して産業廃棄物の違法処理を防止するため、平成18年3月31日に「（規制改革・民間開放推進三か年計画）廃棄物処理法関係」通知を公布した。
- (2) この通知は、そもそも市町村などの地方公共団体が、施策の当否の判断や新規の処理方式の適正を判断するためなどに、（特別管理）一般廃棄物などを使用して試験研究を行うことを直接の規制対象とするものではないが、それは、市町村が自ら一般廃棄物を試料として廃棄物処理技術の研究をすることはなく、仮に自らが研究を行う場合においても、市町村は廃棄物の適正処理を逸脱するおそれがないと考えられているからである。
しかしながら市町村が例外的に民間団体に「一般廃棄物」を研究の試料として提供することがあっても、自らが研究する場合と同様に廃棄物の適正処理を逸脱するおそれがないと考えられているからである。
ところが市町村が廃棄物の適正処理を逸脱して「一般廃棄物」を「試験研究」の試料として民間業者に提供した場合においては、「一般廃棄物を使用した試験研究」であっても、試験研究の試料の種別が「産業廃棄物」であるか「一般廃棄物」であるかによって規制すべき目的に差異がないことに照らせば、当然に「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制」にかかる通知は準用されると考えるべきである。
- (3) 環境省は、同公布において「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」において、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄

物の処理を業として行うものではないため、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しないものである。また当該試験研究にのみ使用する施設は、試験研究を目的としたものであり、産業廃棄物処理施設の設置許可は要しないものである。」としたうえで、「なお、試験研究に該当するか否かについては、あらかじめ、都道府県知事が試験研究を行うものに対して、当該試験研究の計画の提出を求め、以下の点で該当するか否かで判断すること」とし、つぎの判断事項を列挙している。

- ① 目的が「営利を目的とせず、学術研究又は処理設備の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明にかかるものであること」
- ② 「試験研究の期間」が「試験研究の結果を示すことができる合理的な期間」であり、「取り扱う産業廃棄物の量」は、「試験研究に必要な最少限度の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的期間に取り扱う量」であること。
- ③ 「試験研究」は「不適切な処理を行うものではないこと、「試験研究に使用する施設」は、「生活環境保全上支障のないものである」こと、「試験研究の目的、期間及び投資額等から、不正な産業廃棄物の処理が行われないよう（都道府県知事は）厳密に審査を行うべきである。」
- ④ 「試験研究という性格」に鑑み、「同様の内容の試験研究が既になされている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性」を判断し、「主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。」
- ⑤ 試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える産業廃棄物の処理を行っているもの、不正な処理が行われている等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかなる対応を行うことが適切である。

なお、試験研究と称して産業廃棄物を処理しているような場合は、当然無許可営業に該当するものであること。

(4) 以上の「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制」通知の判断事項に照ら

して、特別管理一般廃棄物が実験の名の下に違法に処理された場合には、廃棄物処理法違反（発注者は無許可業者への委託による違法投棄：25条六号、受託者は無許可営業：25条一号）として処罰されることになる。

第 4 章

委員会の評価

— 第4章 委員会の評価 —

第1 施設組合と三池製錬との間の「廃棄物資源化処理契約書」・ 「支払いに関する覚書」・「覚書」などの内容並びに締結手続などにおける問題点

三池製錬が施設組合から特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理の委託を受けることは、廃棄物処理法に照らしても特段の問題はなく、施設組合が大牟田市に対して、適法に「域外処理の通知」を適切に行っていることから問題はないが、施設組合が三池製錬（日本鉱産）や環境テクノロジーとの間に、「廃棄物資源化処理契約書」・「支払いに関する覚書」・「覚書」を締結するに当たり、つぎの問題がある。

1 組合議会への報告を行わず、議会の承認決議を求めなかったこと

(1) 施設組合は、三池製錬（日本鉱産）との間に施設内汚染物の処理に関する基本的契約である「廃棄物資源化処理契約書」のほか、施設組合が日本鉱産に対し処理費を支払うことを確認する施設組合・三池製錬・日本鉱産の三者間の「支払いに関する覚書」と、上記「支払いに関する覚書」に関連して日本鉱産が環境テクノロジーから請求されたコンサルタント手数料（1,585円/kg）を支払うことを施設組合・日本鉱産・環境テクノロジーの三者間の「覚書」を踏まえて、施設内汚染物の無害化処理を外部委託することを予定していた。

(2) 本来、長年に亘る懸案事項である施設内汚染物の無害化処理契約の締結は、解釈上、法施行令121条の2や条例が議会の議決を要する「製造の請負」という概念に含まれるとすることは困難であるものの、上記第3章・2・(2)記載の理由から、施設組合における重要性に鑑み、議会の議決に付すべき「製造の請負」契約に準ずる契約であったというべきである。

(3) ところが施設組合は、平成27年（2015）8月6日に開催された組合議会に対し、上記の「廃棄物資源化処理契約書」・「支払いに関する覚書」・「覚

書」をはじめとする関係資料を明らかにしないばかりか、同年7月7日の組合議会の延会以降の三池製錬（日本鉱産）や環境テクノロジーとの交渉経過も何ら明らかにしないまま、突然、それまで現地処理の方針から一転した三池製錬での外部処理を報告し、その補正予算として総額1億527万円（処理委託費9,990万円、運搬作業費137万円、倉庫解体撤去工事費400万円）を提案した。

これを受け組合議会は、この補正予算を承認可決したが、処理費の中に環境テクノロジーに対する法外なコンサルタント手数料が上乗せされている事実は隠蔽されたままであった。

(4) 施設組合の組合議会に対する対応は、地方自治法96条1項・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条に照らして、適正な業務の執行とは言えない。

2 施設組合が三池製錬（日本鉱産）に対して実際の処理費（915円/kg）に環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1,585円/kg）を上乗せした見積書の作成を指示したこと

(1) 本委員会の調査の結果、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は、上記第2章・7・(2)記載のとおり、平成27年（2015）7月24日、中井副町長は日本鉱産（石井所長）に対して、予算化された1億円から、三池製錬の実際の処理費である915円×当該数量を差し引きした金額を環境テクノロジーへのコンサルタント手数料として残額の全額を支払いたいという主旨の電話を架けて、三池製錬側が提示した見積書に基づく正規の処理費用（915円/kg）にコンサルタント手数料（1,585円/kg）を上乗せした見積書（2,500円/kg）を作成することを指示したことが明らかになった。

さらにその後、高木事務局長は、日本鉱産（石井所長）に対し、施設組合は施設内汚染物の処理費として支払う費用を1億円に近くするため、見積書の処理費の金額を2,500円/kgとし、かつ、処理量を37トンにするように

指示したことが明らかになった。

- (2) また上記（1）記載の中井副町長の指示や、高木事務局長の指示した内容について、田中管理者が、事前に中井副町長や高木事務局長に指示した事実は明らかにならなかったものの、少なくとも事後的には、高木事務局長から、環境テクノロジーへのコンサルタント手数料の金額が1,585円/kgと明記された「覚書」を見せられたうえ了解し、施設組合としても確認したうえで「覚書」を返送した（高木：15回：19頁）事実に照らせば、認識し了解していた。
- (3) 本来、施設組合が環境テクノロジーに対し、何らかのコンサルタント手数料の支払いに当たっては、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則18条に照らせば、「経費支出の目的がつねに明らになるようにすること」と「経費支出の目的と支出される経費の金額が最少限度となるような対策をとること」が求められ、少なくとも「コンサルタント業務委託契約書」を作成することをはじめ、コンサルタント手数料の金額が「経費支出の目的と支出される経費の金額が最少限度となる」ためには、本来の処理費用の3～5%に相当する金額とされるべきことが求められる。
- (4) ところが施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が、三池製錬（日本鉱産）に対し、正規の処理費用（915円/kg）にコンサルタント手数料（1,585円/kg）を上乗せした見積書（2,500円/kg）を作成することを自ら指示したことは、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則18条に違反する行為である。

3 関係書類を作成せず、かつ作成された文書などを隠匿したこと

- (1) 本委員会の調査の結果、施設組合には平成27年（2015）8月6日の三池製錬（日本鉱産）との「廃棄物資源化処理契約書」・「支払に関する覚書」締結までの記録が保存されていなかった事実が判明した。
- そのため、同年5月20日、中井副町長が大牟田市役所を訪問した事実も、同年5月25日、中井副町長と高木事務局長が三井金属大阪オフィスで三池

製錬に施設内汚染物の処理を依頼した事実も記録されていなかった。

- (2) 三池製錬（日本鉱産）が本委員会に提出した記録には、平成27年8月6日付けで施設組合・日本鉱産・環境テクノロジーの三者が「支払いに関する覚書」に関連して、日本鉱産が環境テクノロジーから請求されたコンサルタント手数料（1,585円/kg）を支払うことを明記した「覚書」をはじめ、日本鉱産（石井所長）から高木事務局長と中井副町長への7月21日付けメールや7月23日付け中井副町長の日本鉱産（石井所長）へのメール、7月29日・7月30日・8月1日付けの中井副町長と日本鉱産（石井所長）との間の送受信のメール、8月2日・8月3日付けの高木事務局長と日本鉱産（石井所長）との間の送受信のメールが含まれているが、施設組合には、これらの記録が保管されていなかった。
- (3) 上記（1）・（2）記載のとおり、施設組合に平成27年（2015）8月6日の三池製錬（日本鉱産）との「廃棄物資源化処理契約書」・「支払いに関する覚書」締結までの記録が保存されていなかったのは、単に事務処理において保存されなかつたのではなく、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が意図的に罪証^{ざいしょう}を隠滅^{いんめつ}するために記録を破棄したか、隠滅したからである。
- (4) そして施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が意図的に罪証を隠滅したのは、単に自らの行為が、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則18条に違反する行為であることを自覚していたに止まらず、背任行為（刑法247条）を構成する「施設組合のためにその事務を処理する者が第三者である環境テクノロジーの利益を図り、その任務に背く行為をし、施設組合に財産上の損害を加えること」に該当することを認識しているからに他ならない。

4 三池製錬での処理が不可能になることが判明して以降の施設組合の選択肢の問題点

- (1) 本委員会の調査の結果、上記第2章・10～11記載のとおり、遅くとも平

成27年（2015）12月の時点において、施設内汚染物の無害化処理を三池製錬で行うことが確定的に不可能になった。

(2) その結果、施設組合が執り得るべき行為（唯一の選択肢）は、施設内汚染物を大牟田市の三池製錬から大阪府豊能郡の施設組合に引き上げたうえ、再度、現地処理を実現するために地元自治会に協力をお願いすることであり、かつ、三池製錬に対し、「廃棄物資源化処理契約書」に基づく処理契約を解除（14条）したうえ、三池製錬の責めに帰する債務不履行に基づく損害賠償（10条）として、搬入と引き上げにかかる運送費などの実費の補填を請求することであった。

(3) ところが田中管理者・中井副町長・高木事務局長は、上記第2章・11記載のとおり、環境テクノロジーとの間に締結した「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」に基づき、環境テクノロジーに対し、三池製錬での処理が不可能になった後においても、引き続き施設内汚染物の処理を一任し、環境テクノロジーが考えついた「第三の選択肢」を採用した。また、山口副管理者も、この「第三の選択肢」を追認した。

(4) その結果、施設組合は、廃棄物処理法が地方公共団体に求めている一般廃棄物の適正処理義務を逸脱する様々な違法行為を繰り返すことになったのである。

(5) さらに施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は、廃棄物処理法の定める適正処理義務に違反するに止まらず、違法処分のほか、「施設組合のためにその事務を処理する者が第三者である環境テクノロジーの利益を図り、その任務に背く行為をし、施設組合に財産上の損害を加える」という背任行為（刑法247条）を犯すまでに踏み入ったことから、平成28年（2016）2月26日に開催された組合議会においても「3月末までには処理が終わる。」とか、「これまでの調整のなかでは3月末までには処理が終わる。」などと答弁しながら組合議会に対し、処理の委託先などを明らかにすることも出来なくなっていたのである。

5 三池製錬に外部処理を委託するにあたって、関係者への報告や協議・調整がなされていないこと

- (1) そもそも施設組合自身が、現地処理の方針の下に「処理審議会」を設置したうえ、「技術選定委員会」から「ジオスチーム法」の答申を受けていたことに照らせば、答申と異なる処理を選択するにあたっては、当然に審議会へ報告と協議がなされなければならなかつた。
- (2) さらにこれまで施設内汚染物の処理をめぐっては環境省をはじめとする国や大阪府に様々な支援、指導を受けた経過に照らせば、一切の報告のないまま処理方法の変更を行つたことは、国や大阪府との信頼関係を著しく棄損するものであり、その後の施設内汚染物の最終処理に対する国や大阪府の協力を得難くしていることも軽視できない。

第2 施設組合と関西環境建設との間の「産業廃棄物処分委託基本契約」や施設組合と環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との間の「覚書」の内容並びに締結手続などにおける問題点

1 便利的な「一般廃棄物」から「産業廃棄物」への種別変更を口実にした「産業廃棄物最終処分場」への違法投棄（処分）が神戸市によって指摘されたこと

- (1) 施設組合は、関西環境建設との施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理契約においては「産業廃棄物処分委託契約」と表記した。
- その理由は（特別管理）一般廃棄物の域外処理については、地元自治体への「域外処理の通知」が必要となり、地元自治体の承認を得なければ施設内汚染物の外部処理ができないことから、このような規制を受けなくするための脱法行為の手段として、廃棄物の種別を「産業廃棄物」などと称して、通常の産業廃棄物の最終処理に紛れて、施設内汚染物（ドラム缶163本）を処理しようとしたことである。

(2) しかしながらこのような脱法行為の手段として、施設内汚染物の種別を「産業廃棄物」などと変更することが、許容される筈はない。

上記第2章・16・(2)記載のとおり、神戸市は施設組合に対し、施設内汚染物のうちドラム缶163本もまた、もともと一般廃棄物であると種別分けされていたことを指摘し、産業廃棄物処分場に一般廃棄物を埋め立てたことは違法処分にあたるとして、施設内汚染物（コンクリート固化済）を引き上げ撤去するよう要求した。

(3) そうすると施設組合が関西環境建設との間に、施設内汚染物（ドラム缶163本）の「処理委託契約」を「産業廃棄物処分委託基本契約」として締結し、処理させた行為は、施設組合が無許可処分場への違法投棄（廃棄物処理法25条六号）、関西環境建設においても無許可処分場への違法投棄（25条三号）に該当する。

2 実質的には施設組合が環境テクノロジーに施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理を委託したこと

(1) 「産業廃棄物処分委託基本契約書」は、形式的には施設組合と関西環境建設との間に締結されているが、上記第2章・11・(3)記載のとおり、施設組合は関西環境建設と一度も面会していない。神戸市は「・・組合は環境テクノロジーに幾ばくかのお金で処理を委託した。環境テクノロジーはそれを新生興業に委託した。新生興業がさらに関西環境建設に委託した・・『覚書』の文章はそうとられてもおかしくはない。・・組合は許可のないところに委託した・・委託基準違反になる、環境テクノロジーは無許可による受託（をした）。新生興業は再委託にひつかかる。」と指摘した。

(2) そうすると、施設組合は無許可業者への委託による違法処理（廃棄物処理法25条六号）、受託者である環境テクノロジーは無許可処理業（25条一号）に該当する違法行為である。

3 施設組合が環境テクノロジーの偽造した「見積書」に基づき関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結したうえ、施設組合と環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との間に「覚書」を締結することにより、環境テクノロジーに法外なコンサルタント手数料を支払ったこと

- (1) 上記第2章・13記載のとおり、施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）は、1億円以内での処理であれば、実際の処理業者である関西環境建設がどのような処理費で請け負っているか、環境テクノロジーが如何ほどのコンサルタント手数料を收受しようとも何らの注意を払わず、かつ、関西環境建設の名義での処理費の見積書が真正に作成されているか否かについても何らの注意も払わないことが、環境テクノロジーをして関西環境建設名義の処理費の見積書を偽造することを誘因した。
- (2) さらに施設組合は、「産業廃棄物処分委託基本契約書」を関西環境建設との間に締結するにあたり、一回も面接しなかったうえ、処理費を関西環境建設ではなく、環境テクノロジーに直接支払うことを内容とする施設組合と環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との間の「覚書」を作成することによって、環境テクノロジーが法外なコンサルタント手数料を收受することを、新生興業や関西環境建設らの関係者にすら分からないようにした。
- (3) その結果、環境テクノロジーは、施設組合が「処理費」の名目で支出した9,650万円のうち、実に9,150万円を收受できるようにした。
- (4) 施設組合が環境テクノロジーにこのような法外なコンサルタント手数料を支払ったことは、環境テクノロジーとの間に何らの「コンサルタント業務委託契約書」なども作成しないまま支払ったことをはじめとして、その金額が「最低限度の経費」を著しく逸脱していることを見ても、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則18条に違反する行為である。
- (5) さらに環境テクノロジーに対する9,650万円の支払いが、関西環境建設のグループ企業である環境保全センターの管理型最終処分場での最終処理が

平成28年（2016）2月23日であるにもかかわらず、施設組合においては、同年2月17日に支出命令書を起案し、2月19日に決裁し、2月22日に支払いを終えていたことは、施設組合財務規則に違反する支出がなされたことになる。

なお、本委員会の調査によれば、支出負担行為を行うにあたって通常作成される「支出負担行為伺」を作成していない事実が判明した。

4 「産業廃棄物処分委託基本契約書」の締結や「覚書」の作成について組合議会へ報告も承認も得ていないこと

(1) 施設組合は、三池製錬における施設内汚染物の処理が頓挫したことを組合議会に報告せず、かつ三池製錬との「処理委託契約」も解除しないまま、関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結したが、関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結することや、処理費用を関西環境建設ではなく、環境テクノロジーに支払うことを約束した「覚書」を作成したが、その事実を組合議会に報告もせず承認も受けようとしなかった。

(2) しかしながら、上記第3章・2・(2)記載のとおり、地方自治法96条1項ないし「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」2条に準じて、組合議会の承認をうけるべきであった。

第3 施設組合と牧野運送との間の「車両賃貸契約書」などの内容並びに締結手続などの問題点

1 特別管理一般廃棄物の収集運搬の許可を有していない牧野運送に施設内汚染物の運搬を依頼したこと

(1) 上記第2章・15記載のとおり、牧野運送は、特別管理一般廃棄物はもちろん一般廃棄物の収集運搬の許可も有していない。

ところが施設組合は、搬送する貨物が特別管理一般廃棄物である施設内汚染物であることを告知しないまま「車両賃貸契約書」を締結して、三池製錬（福岡県大牟田市）から関西環境建設（神戸市西区）まで運搬させた。

- (2) 施設組合が実際には「運送契約」であるにも拘わらず、「車両賃貸契約書」を締結したのは、上記第2章・15・(2)において指摘したとおり、牧野運送への運搬の依頼が廃棄物処理法に違反する運送であることを認識していたからである。
- (3) その結果、発注者である施設組合においては無許可業者への運搬の委託（廃棄物処理法25条六号）、受託者である牧野運送は無許可運搬業（25条一号）に該当する違法行為を行ったことになる。

2 特別管理産業廃棄物の処理などにかかる管理票（マニフェスト）の作成を怠り、管理票（マニフェスト）への虚偽記載を指示したこと

- (1) さらに、仮に施設内汚染物が（特別管理）産業廃棄物であるとすれば、（特別管理）産業廃棄物を排出した事業者である施設組合は、排出場所である大阪府豊能郡ではない三池製錬（福岡県大牟田市）から関西環境建設（神戸市西区）までの運搬を第三者に依頼したうえ、自ら管理票（マニフェスト）を作成せず、新生興業に関西環境建設宛の「虚偽の排出場所を記載した管理票（マニフェスト）」を作成させた。
- (2) その点において、施設組合には、廃棄物処理法12条の2・5項の規定に違反し、一般廃棄物を産業廃棄物などと称して処理を委託した（25条六号）違法行為とともに、管理票（マニフェスト）に虚偽の記載をした（ないし虚偽の記載を指示してさせた）（29条一号）違法行為を行ったことになる。

第4 日本環境保全における高濃度汚染物の処理の内容並びに「試料提供」手続などの問題点

- (1) 施設組合は、上記第2章・14記載の経過で日本環境保全に「実験」の名の

下に特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を処理させた。

(2) ところが上記第2章・14・(2)記載のとおり、「産業廃棄物を使用した試験研究にかかる規制の通知」（上記第3章・4）に照らすまでもなく、

1) 実験の依頼者であるという環境テクノロジーには、「実験」を行うべき目的自体がなかったこと。

2) 処理を行った日本環境保全も、処理に際して、実験の目的、目的に基づきデータを採取すべき事項の設定がなく、かつデータを採取した事実もないこと。

3) ドラム缶35本（約5トン）という数量は、試験研究に通常必要とされる必要最少限度の量を著しく逸脱していること。

以上のことから施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は日本環境保全における処理が実験でないことを熟知していた。

(3) さらに特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）が施設内汚染物（ドラム缶198本）から分別された時期が、平成28年（2016）2月13日に関西環境建設が処理不可能であると新生興業を通じて環境テクノロジーに返答した以降であること、環境テクノロジーが施設組合に提出したという「無害化実験資料提供に関する申請書」や施設組合が環境テクノロジーに交付したとする「資料提供について」の作成年月日が、すべて空白にされながら、「無害化実験資料の提供について（伺い）」が、同年2月1日に作成されていることに照らせば、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は日本環境保全における特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）の処理が違法処理に該当しないように偽装工作をしていたことも明らかである。

(4) また日本環境保全に対し、平成28年（2016）4月1日、玉井鉄工所から処理費として400万円が支払われていることからも、日本環境保全における特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）の処理が「実験」などではなく、違法処理に該当することは明らかである。

(5) そうすると施設組合は、特別管理一般廃棄物を無許可の業者である日本環境保全に域外処理を依頼したことになり、廃棄物処理法に違反する違法処理（25条六号）を行ったことになる。

第5 施設組合管理者をはじめ関係職員の真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質と施策の私物化

施設内汚染物の外部処理において施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）は、不適切もしくは不適正な事務手続きや、廃棄物処理法に違反する違法処理を行ったことは第4章・第1～第4で述べたとおりである。

特別地方公共団体である施設組合において法令等が定める適正な手続きが遵守されなかったことはそれ自体が問題であるが、単なる手続違背に止まらず、廃棄物処理法に反する処分を行い、「処理業者に迷惑がかかるから、三池製錬以外で処理したが、相手先は言えない。」などと隠蔽したうえ、本委員会の調査に対しても、執拗に虚偽の証言を繰り返し、施設内汚染物を違法処理した事實を頑なに否認し続け、不合理な弁解を繰り返す体質はさらに大きな問題であると言わざるをえない。

1 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が環境テクノロジーとの間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していた事実を秘匿していること

(1) 施設組合（中井副町長）が、上記第2章・7記載のとおり、三池製錬（日本鉱産）が施設組合に提示した「915円/kg」の処理費の見積書に対し、環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1,585円/kg）の上乗せを指示し、施設組合（高木事務局長）が処理量を実際の処理トン数を上回る37tとすることを指示したことや、環境テクノロジーに対し関西環境建設の見積書

が27tと超高濃度ドラム缶分が減量したにもかかわらず3,000円/kgで合意されたことは、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が環境テクノロジーとの間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していたからである。

このことは「…(3,000円/kgは)予算枠を数量で割っただけの話です。(1億円に)合えばよかったです」(井上 神戸市の調査)との証言で裏付けられている。

(2) ところが施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は環境テクノロジーとの間に上記(1)の請負契約となる合意を締結していた事実を~~隠匿~~し続けている。

(3) 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が~~隠匿~~し続ける理由としては、何らの許可も有しない廃棄物処理のブローカーともいべき環境テクノロジーに施設内汚染物の処理を委託する行為自体が廃棄物処理法の受託基準に違反する違法処理に該当するおそれがあるからであるとも言えるが、環境テクノロジーが神戸市の調査において、「ただし、ずっと前からかかった費用は支払わされていた。…3年間から使ったお金を当方で立て替えていた。費用として7,000万ぐらい使っている。」と報告していることに照らせば、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が3年近くに亘り、環境テクノロジーに様々な秘密裏の工作をさせ、それらに係る費用を負担させていたことから、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が、この機会に、施設内汚染物の処理費の名目で、それらの秘密工作資金の清算のほか、環境テクノロジーに対する報酬を支払わなければならぬ事情が存在したことが、上記(1)の請負契約となる合意を締結した眞の理由であったという可能性も否定できない。

(4) 本委員会の調査においては未だその真相を解明するには至っていないが、少なくとも、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が3年近くに亘って、何らの許可も有しない廃棄物処理のブローカーともいるべき環境テクノロジーに対し、施設内汚染物の処理を委託し、様々な秘密裏の活動

をさせていたという形跡が明らかになった。

(5) 公正かつ適正な行政の遂行を障害するこのようなブローカーの暗躍を許容し、追認し、偽装工作にも協力するという施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）の体質は、厳しく批難されるべきである。

2 施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）が施設内汚染物の処理を平成28年（2016）3月末までに終了させようとしたこと

(1) 施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）が、平成27年4月の「処理技術選定委員会」の答申に反して、地元自治会への協力の要請を断念して、三池製錬による外部処理に方針を一転させた真実の理由は、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が、平成28年3月末の年度内に施設内汚染物の処理を終えて、田中管理者が平成28年の秋に予定されていた豊能町長選挙において、施設内汚染物の処理を実現したことを実績として再選を果たそうと計画していたことにある可能性も否定できない。

(2) 高木事務局長は、^{せっそく}拙速な処理を断行した背景について「・・組合としては、少なくとも、何とかこのダイオキシン類問題、汚染物のこの問題、処理の問題については、このタイミングで何とか終わってしまいたいという（田中管理者の）ご決断、ご判断があった中で、処理を進めていったというところがございまして・・当時、組合の置かれている状況というのが、大変時間のない中でございましたので、そういう選択をしていって、処理のほうを優先していった結果、こういうふうになったというふうに思っております。」（高木：10回：17頁）と証言している。このことから、高木事務局長の証言する「このタイミングで何とか終わってしまいたいという（田中管理者の）ご決断、ご判断」とは、本来、施設内汚染物の適正処理とは何ら関係のない、翌年秋の町長選挙での実績作りという目的の下での施設内汚染物の処理を進めるという

「ご決断、ご判断」であったと言える可能性も否定できない。

(3) さらに、田中管理者も環境テクノロジーに一任した理由について「・・無害化を今年度中にしたいという思いの中で、探していた中でご提案いただいたのがコンクリート固化」（田中5回：66頁）と証言している。

(4) このように選挙に向けた施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）の功名心により、施設内汚染物を適正に処理をしなければならないという廃棄物処理法が地方公共団体に求めている義務を蔑ろにし、違法行為を繰り返させた最も大きな要因である可能性も否定できない。

3 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が施設内汚染物の処理を秘密裏に進めるとともに、拙速な処理を優先し、廃棄物処理法に基づく適正処理を蔑ろにしたうえ、違法行為や偽装工作を繰り返したこと

(1) 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が、本来、施設内汚染物の適正処理とは何ら関係のない、翌年秋の町長選挙での実績作りという目的の下に施設内汚染物の処理を進めていたことから、施設内汚染物の処理の手続きについても、どのような取り組みを進めているかについて組合議会をはじめとして大阪府や関係機関にも秘匿し、施設組合においてもわずか田中管理者・中井副町長・高木事務局長しか知らないままに独断専行したが、このような田中管理者・中井副町長・高木事務局長らの行為は、「行政の私物化」に他ならない。

(2) さらに施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は、手段を選ばず、平成28年3月末までに施設内汚染物を処理することを目標としたことから、その処理は廃棄物処理法が規定する廃棄物の適正処理のあり方から著しく逸脱するものに為らざるを得なかった。

すると施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は、それまで「特別管理一般廃棄物」であるとしてその無害化処理を検討していたことを

かなぐり捨て、便宜的に「産業廃棄物」であるなどと称して、特別管理一般廃棄物の処理にかかる規制を脱法する「産業廃棄物としての処理契約」をしたり、無許可業者に運搬させたり、「実験」の名の下に「高濃度汚染物」の処理を行ったが、その際、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は、あたかも廃棄物処理法の各種規制に違反しないかのような偽装工作を繰り返したことから、ますます施設内汚染物をどのような方法によって処理するかについて組合議会や大阪府をはじめ関係者に秘匿することになった。

- (3) その結果が、平成28年5月に開催された組合議会において「処理業者に迷惑がかかるので、三池製錬以外で処理したが、相手先は言えない。」などという報告になったのである。
- (4) 高木事務局長は本委員会の証人尋問において、「関西環境建設と契約をいたしました。関西環境建設にお金を払うということ・・その覚書・・は（環境テクノロジーの取り分も入っていると組合は理解していた）と理解をしておりました・・処理費として、我々は単価3,000円の処理費という見積もりが出てまいりましたので、それでもってお金を払うと。その後のお金の流れというところは、我々はどういうふうになっているのかというところは、そこは業者の間にお任せすると、そういう理解はしていました。」（高木：15回：32頁）などという証言を繰り返すが、詭弁以外に他ならない。
- (5) 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）のこのような姿勢は、行政の私物化に他ならず、到底、施設組合の施策とは言えないものである。

